南相馬市発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領

1 趣旨

本要領は、南相馬市が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

- (1) 週休2日
 - (ア) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を 行ったと認められる状態をいう。
 - (イ)通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする"完全週休2日"と異なる。

(2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、 工場製作のみを実施している期間などは含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

(4) 4週8休以上

月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、除雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。

(5) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発 注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

4 工事費の補正

(1) 各経費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(2) 市場単価

週休2日の補正係数を乗じるものとする。

(3) 標準単価

週休2日の補正係数を乗じるものとする。

5 発注者指定型

発注者指定型は、すべての工種を対象とする。

6 受注者の取組内容

- (1) 週休2日に取り組む受注者(以下「受注者」という)は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。
 - (ア)対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工程表に現場閉所日を明記する。
 - (イ)工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日 又は休暇とする。
- (2) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況(現場閉所実績) を記入し、発注者の確認を受ける。
- (5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者(下請企業を含む)の休日取得状況(現場閉所実績)について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。
- (ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類(出勤簿、工事日誌、および、CCUS の週休2日達成状況の資料等)
- (6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

7 発注者の取組内容

(1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影

響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程(工期)の変更等について柔軟に対応する。

(2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない(ウィークリースタンスの推進)。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最 終変更までに該当する条件へ変更契約する。

4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

週休2日確保モデル工事対象である旨を特記仕様書等に記載するものとする。

9 工事成績評定について

「週休2日確保モデル工事」においては、評価対象としない。

10 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

11 附則

この要領は、令和6年8月1日以降に起工する工事から適用する。 附則

この要領は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。